

青森県報

第二十二号

令和元年
六月二十四日
(月曜日)

目次

規則

○青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則……………(建築住宅課) ……一

告示

○生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一

○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に
よる医療機関の指定……………(同) ……二

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

公告

○青森県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器
賃貸借契約に係る一般競争入札……………(情
システム課) ……三

○毒物劇物取扱者試験の施行……………(医療薬務課) ……四

選挙管理委員会

○公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) ……五
○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び

保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正：(同) ……六

規則

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則をここに公布する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例(平成三十一年三月
青森県条例第四十二号)の施行期日は、令和元年六月二十五日とする。

告示

青森県告示第五百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助
のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の第三第一
号の規定により告示する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	指 年 月 日

ハッピー調剤薬局弘前城東店 畑中歯科医院 蓬田診療所	弘前市大字田園三丁目五の二 むつ市小川町一丁目一七の二三 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の五	令和元・六・三 元・六・一 平成三・四・一〇
----------------------------------	--	------------------------------

青森県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	医療法人施仁会産婦人科麻酔科弘前さくらクリニック	弘前市大字品川町四八の一	平成三・四・一
変更後	医療法人施仁会ゆざわ産婦人科クリニック		

青森県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

名	称	所	在	地	廃止年月日
---	---	---	---	---	-------

蓬田診療所 外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院（歯科）	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の五 東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四二の一	平成三・四・九 三・四・一
--------------------------------	---	------------------

青森県告示第百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局弘前城東店	弘前市大字田園三丁目五の二二	令和元・六・三

青森県告示第百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
名称	名称	所在地	

社会福祉法人共生の杜	十和田市大字三本木字一本木沢一〇三の八	就労継続支援B型	オールド・ク	十和田市東三番町四の七	令和元年・七一
社会福祉法人共生の杜	十和田市大字三本木字一本木沢一〇三の八	自立訓練(生活訓練)	自立訓練事業所リナシ	十和田市西二十三番町五の五	〃
社会福祉法人共生の杜	十和田市大字三本木字一本木沢一〇三の八	短期入所	自立訓練事業所リナシ	十和田市西二十三番町五の五	〃

青森県告示第百五十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐藤 一文 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二 岩根 孝夫	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業

公 告

青森県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

住民基本台帳ネットワーク代表端末等機器 一式

二 賃貸借期間

令和元年十月一日から令和六年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十九年七月三日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。
 - 3 入札の日に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。
 - 5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
 - 2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係資料を添えて、令和元年七月一日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

六 入札書の提出場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 議会棟一階A会議室

令和元年七月八日 午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和元年度の契約金額とする。ただし、令和二年度から令和五年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和六年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

毒物劇物取扱者試験の施行

令和元年青森県毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

令和元年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

令和元年九月五日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

令和元年七月十六日(火) から同月二十二日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く)。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ(電話〇一七―七三三―九二八九)に問い合わせること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「第二十六条(指定投票区の指定等)第二項」を「第二十六

条(指定投票区の指定等)第三項」に、同条第二項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第二百六条中「発行する選挙公報を写真製版により、第七十四号様式により黒色をもつて印刷する」を「選挙公報を発行するときは、第七十四号様式により行う」に改める。

第二百七条第一項中「県委員会の交付する第七十五号様式に準ずる原稿用紙に記載した掲載文を添えて、」を削り、「申請書」の下に「に、次に掲げるものを添えて、これ」を加え、「この場合において、併せて最近に撮影した鮮明な候補者自身の上半身無帽の手札判の写真を添えなければならない。」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 県委員会が交付し、又は提供する第七十五号様式に準ずる原稿用紙(当該原稿用紙に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この号及び次号において同じ。)に記載し、又は記録した掲載文(当該掲載文に係る電磁的記録を含む。以下同じ。))
- 二 最近に撮影した鮮明な候補者自身の上半身無帽の写真(当該写真に係る電磁的記録を含む、印画紙に印画したものにあつては、手札判のものとする。)

第二百二十八条第一項中「黒色の色素により記載しなければならず、第二百七条第一項後段に規定する写真を除き、色の濃淡があつては」を「無彩色で記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第五項中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第六項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に、「当該記載」を「当該記載又は記録」に改める。

第二百二十九条第一項中「記載し直した」を「記載し直し、又は記録し直した」に改める。

第三十条中「掲載文申請締切期日の午後五時十分(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会から掲載文の写しを受領した日の翌日の午前九時)」を「次の選挙の区分に応じ、当該各号に定める掲載文申請締切期の時刻」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる選挙以外の選挙 午後五時十分
 - 二 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙 午後七時
- 第二十七号様式の注を次のように改める。

注1 期日前投票の場合にあつては、「投票区(共通投票所)名」は、「期日前投票所の名称」職務を行う日」とする。

2 二人以上の投票管理者又はその職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、氏名欄にその職務を行うべき時間を記載する。

第二十七号様式の二中「指定関係投票区」の下に「(第二十六条第二項の規定により、次のとおり特例指定関係投票区)」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「指定関係投票区名」を「指定関係投票区(特例指定関係投票区)名」に改める。

第二十七号様式の三中「第二十六条第二項後段」を「第二十六条第三項後段」に改める。

第二十七号様式の四中「係る指定関係投票区」の下に「(特例指定関係投票区)」を加え、「第二十六条第二項後段」を「第二十六条第三項後段」に、「指定関係投票区名」を「指定関係投票区(特例指定関係投票区)名」に改める。

第二十七号様式の五中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
第二十七号様式の六中「第二十六条第二項後段」や「第二十六条第三項後段」に改める。

第二十七号様式の七中「係る指定関係投票区」の次に「(特例指定関係投票区)」を加え、「第二十六条第二項後段」や「第二十六条第三項後段」に「指定関係投票区名」を「指定関係投票区(特例指定関係投票区)名」に改める。
第三十号様式の注を次のように改める。

注1 期日前投票の場合にあつては、その者が立ち会うべき日を記載すること。

2 投票所等が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間を記載すること。
第百七十五号様式中「記載する」や「記載し、又は記録する」に「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号(病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべ

き病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

二の表中

住宅型有料老人ホームなのはな
東大野二丁目三の七

住宅型有料老人ホームなのはな
東大野二丁目三の七

住宅型有料老人ホームひまわりの丘
大字新城字平岡一六〇の三九

に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭